

# 「いじめ・不登校等防止チーム会議」（仮称）設置要項

湧水町教育委員会  
令和4年6月1日施行

## 1 会議設置の趣旨

いじめ・不登校等の問題行動の予防・防止・対応等については、「いじめ防止対策推進法」「鹿児島県いじめ防止等対策委員会条例」「鹿児島県いじめ防止基本方針」などの法令・根拠を踏まえ、「湧水町いじめ防止基本方針」、「町内各学校のいじめ防止基本方針」に則り、各学校の実態に応じた具体的な指導や取組、教育活動が進められている。

本町においても、いじめや不登校等は喫緊の課題である。これらの課題については、学校のみで解決するものではなく、学校及び保護者、地域（関係機関等）が三者一体となって、児童生徒の命を守り、児童生徒が安全に安心して、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう標記の会議を設置するものである。

## 2 会議の目的

本会議は、学校、保護者、地域（関係機関等）三者一体となって、いじめ・不登校等の未然防止策や対応策等の情報共有や認識を深めるとともに、それぞれの役割を生かした活動を推進していくことを主たる目的とする。

## 3 会議の名称と位置付け

- (1) 「いじめ・不登校等防止チーム会議」と名称を例示した。「チーム」は、学校、保護者、地域（関係機関等）の三者連携チームを指している。あくまでも例示なので、各学校の実態に応じて、適切な名称を付けるものとする。
- (2) 学校によっては、これまでも、学校だけではなく、保護者や地域住民と一緒に協賛や懇談する会合を実施しているところがある。その場合は、構成メンバーに留意するなど本会議の趣旨を踏まえた上で、既存の会合に置き換えて実施できるものとする。

## 4 会議の構成メンバー

- (1) 会議には、学校、保護者、地域（関係機関等）が所属し、校長が責任をもって選定する。町教育委員会の指導助言を仰ぐこともできる。  
（校長、教頭、生徒指導主任、教育相談係、特別支援教育コーディネーター、PTA会長、PTA役員、学校運営協議会委員、民生児童委員、区長、学識経験者など）
- (2) 人数は問わない。ただし、選定に当たっては、個人情報を取り扱うことを配慮する。
- (3) 任期は特に設けない。

## 5 会議で取り扱う内容

- (1) いじめや不登校等の現状についての情報共有
  - (2) 学校の取組についての説明
  - (3) 保護者や地域（関係機関等）からの意見聴取
  - (4) その他、会議で協議・検討すると判断される内容
- ※ なお、会議の内容については、町教育委員会に報告するものとする。また、必要に応じて町教育委員会の指導助言を仰ぐ。

## 6 開催日・開催回数

- (1) 定例会（目安：月1回～学期2回程度）とする。出席者の人数は問わない。
- (2) その他、校長が必要と認めるとき

## 7 費用弁償

本会議に関する一切の費用弁償は発生しない。無償での実施とする。

## 8 その他

個人情報の取扱については必ず確認をし、守秘義務を徹底する。